

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の変更……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 規程（水）
- 東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………七

告示

●東京都告示第三十二号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和六年十二月十九日

（一）指定

（一）指定延長

稲城市大字東長沼字九号二千五百四番の二、同番地先並びに二千五百五番、二千五百七番、二千五百八番一から同番三まで、二千五百九番、二千五百十二番から二千五百十六番まで及び二千五百四十五番の各一部、同番地先並びに二千五百四十六番から二千五百五十番まで、二千五百五十二番、二千五百五十三番、大字矢野口字根方二千六百九十三番三、大字矢野口字西山三千四百一十一番一、同番二、三千四百五十八、三千四百七十一、三千

百七十四番、三千七百七十五番、三千七百七十七番及び大字矢野口字谷戸三千二百三十一番の各一部、同番地先並びに三千二百三十二番一、三千二百三十三番、大字矢野口字坂上三千二百九十四番一及び三千二百九十七番三の各一部、同番三地先並びに三千二百九十七番四から同番七まで及び三千三百二十八番の各一部、三千三百三十番四、同番四地先並びに同番五、三千三百五十二番一、同番二、三千三百五十三番一、同番二、三千三百五十四番一から同番三まで、三千三百五十五番から三千三百五十九番まで、大字矢野口字大久保三千五百六十七番、

三千五百六十
九番、三千五
百七十番、三
千五百七十一
番一、同番二、
三千五百七十
六番一、同番
二、三千五百
八十二番、三
千五百八十三
番、三千五百
八十五番二、
三千五百八十
六番から三千
五百八十九番
まで、三千五
百九十二番、
三千五百九十
四番、三千五
百九十六番、
三千五百九十
七番一、三千
五百九十九番
一、三千六百
番、三千六百
二番から三千
六百五番まで
及び三千六百
八番の各一部
同番地先並び
に三千六百九
番イ、同番ロ、
同番ハ、同番
ニ、同番ホ、
同番ヘ、同番
ト、同番チ、
同番ヌ、同番
ル、同番ヲ、
同番ワ、同番
カ、同番ヨ、

●東京都告示第三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

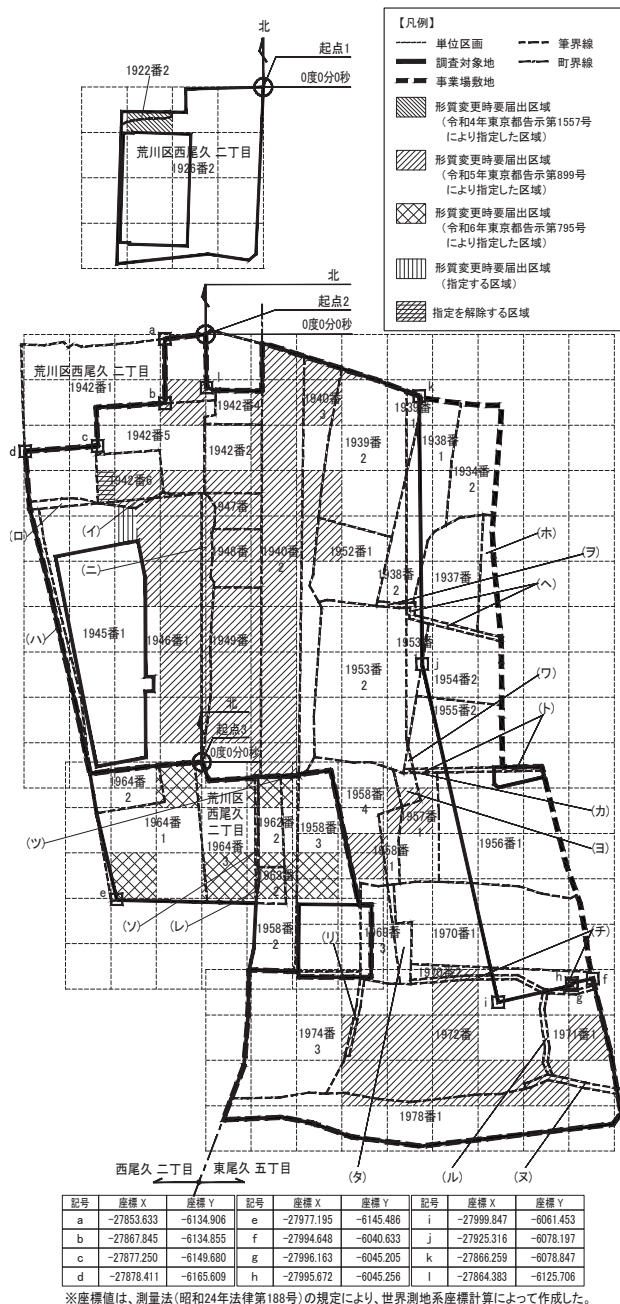
同番タ、大字
矢野口字上綱
三千六百十四
番から三千六
百二十二番ま
で、三千六百
二十三番イ、
三千六百二十
四番から三千
六百二十八番
及び三千六百
七十八番の各
一部
(二) 廃止
稲城市大字
矢野口字西山
三千六百十四
番、三千六百
十五番、三千
六百七十七番
及び三千六百
八番の各一部
同番地先並び
に三千百七十
一番及び三千
百七十七番か
ら三千百七十
九番までの各
一部
(二) 廃止
延長
幅員
一・二・八二
六・〇〇

令和七年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区西尾久
二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びそ
の化合物



別図

記号	地番
(イ)	1942番3
(ロ)	1945番3
(ハ)	1945番4
(ニ)	1946番2
(ホ)	1936番2
(ヘ)	1954番3
(ト)	1955番3
(チ)	1970番3
(リ)	1974番2
(ヌ)	1980番2
(ル)	西尾久二丁目 1973番
(ヲ)	1954番7
(ワ)	1955番5
(カ)	東尾久五丁目 1955番6
(コ)	1957番2
(タ)	1969番2
(シ)	1963番3
(ソ)	西尾久二丁目 1962番3
(ツ)	1940番1

【起点1】
起点は、荒川区西尾久二丁目 1926番2の最北端とする。

【起点2】
起点は、荒川区西尾久二丁目 1942番1の座標値（X=-27852.654、Y=-6125.891）とする。

【起点3】
起点は、荒川区西尾久二丁目 1964番3の最北端とする。

【起点4】
格子の回転角度(0度0分0秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百九十九号

により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第

三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次

のとおり告示する。

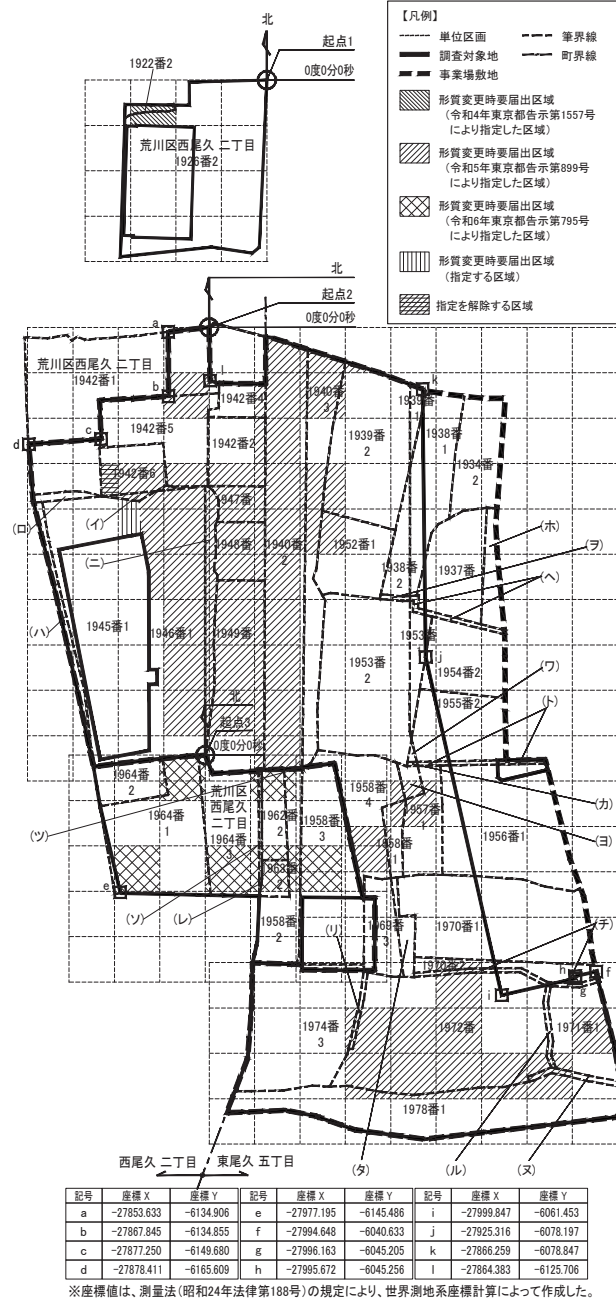
令和七年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（荒川区西尾久二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施



別図

記号	地番
(イ)	1942番3
(ロ)	1945番3
(ハ)	1945番4
(ニ)	1946番2
(ホ)	1936番2
(ヘ)	1954番3
(ト)	1955番3
(チ)	1970番3
(リ)	1974番2
(ヌ)	1980番2
(ル)	西尾久二丁目 1973番
(ヲ)	1954番7
(ワ)	1955番5
(カ)	東尾久五丁目 1955番6
(コ)	1957番2
(タ)	1969番2
(レ)	1963番3
(ノ)	西尾久二丁目 1962番3
(ツ)	1940番1

【起点1】
起点は、荒川区西尾久二丁目
1926番2の最北端とする。

【起点1】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成されて
いる格子を、起点を中心として、
右回りに回転させた角度を示す。

【起点2】
起点は、荒川区西尾久二丁目
1942番1の座標値
(X=-27852.654, Y=-6125.891)
とする。

【起点2】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成されて
いる格子を、起点を中心として、
右回りに回転させた角度を示す。

【起点3】
起点は、荒川区西尾久二丁目
1964番3の最北端とする。

【起点3】
格子の回転角度(0度0分0秒)
格子の回転角度は、起点を通り、
東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成されて
いる格子を、起点を中心として、
右回りに回転させた角度を示す。

東京都告示第三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

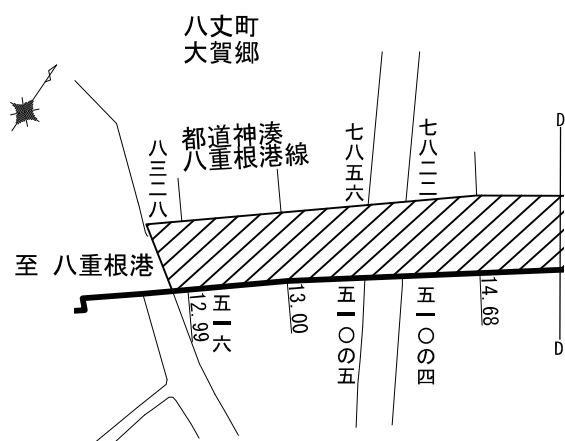
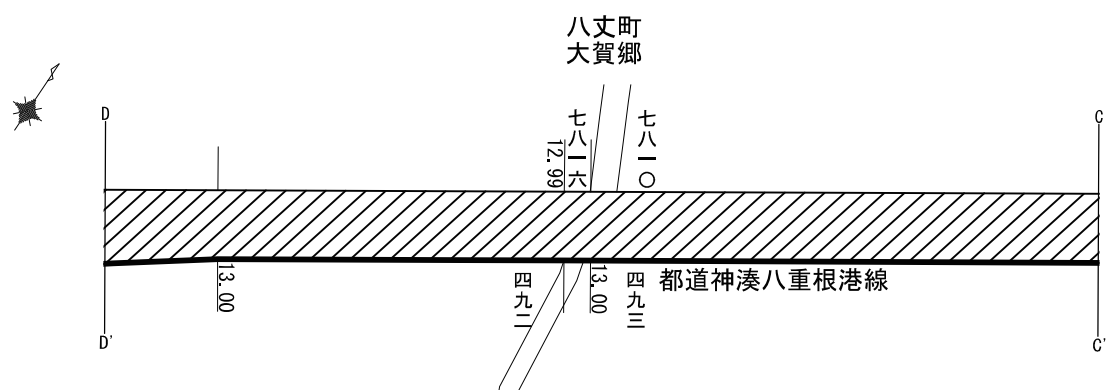
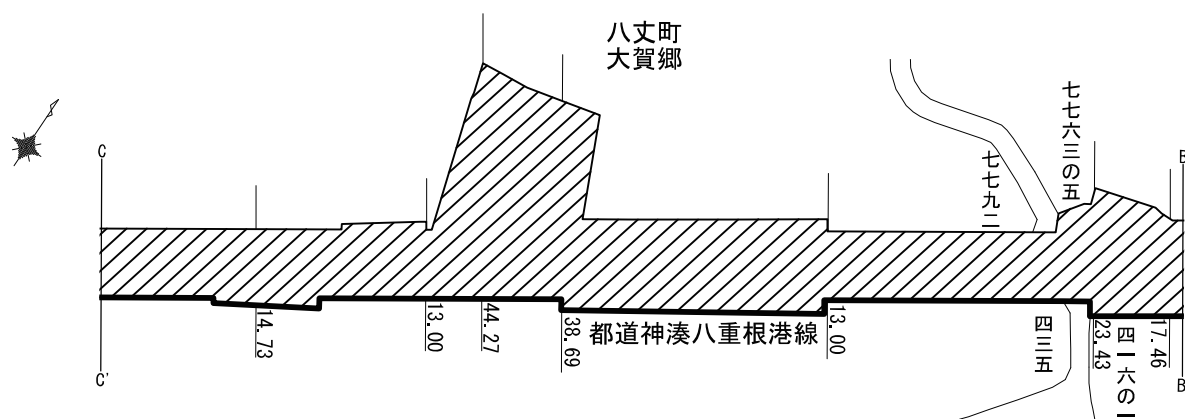
令和七年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道神湊八重根港線

二 指定する区間 八丈島八丈町大賀郷三千百八番地先から同所八千三百二十八番地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり



規程（水）

●東京都水道局管理規程第一号

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年一月二十二日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成七年東京都水道局管理規程第一号）の

一部を次のように改正する。

別表第二特殊電源設備の部直流電源設備の項の次に次のように加える。

電力貯蔵システム	1 年	-----	1 年～5 年	
----------	-----	-------	---------	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号
101-0051